

2020年11月号

(2020年11月17日発行)

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail：info@senshu-sr.com

HP：<https://senshu-sr.com>

泉州経営協会 静社労士事務所便り

子の看護休暇介護休暇、コロナ休業支援金、再雇用後の賃金、今年の忘年会は？

寒い時期になりコロナ感染者数がまた増えてきました。より一層の感染防止対策の取組みをお願い致します。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。



◆2021年1月から子の看護休暇、介護休暇が時間単位で取得可能に

育児介護休業法では、小学校就学前の子を養育する労働者は、負傷や疾病にかかった当該子を世話するために1年間につき5日(当該子が2人以上の場合は1年間につき10日)を限度として、子の看護休暇を取得することができます。また、要介護状態にある家族の介護や世話をする労働者は、1年間につき5日(当該家族が2人以上の場合は1年間につき10日)を限度として、介護休暇を取得することができます。

これらの休暇の取得単位は、1日または半日でしたが、2021年1月1日より、1時間単位での取得ができるようになります。法令で求めているのは、中抜けなし(始業時刻や終業時刻に連続する形)ですが、国としては中抜けを認めるよう配慮を求めています。また、時間単位の取得が困難な業務がある場合は、労使協定により除外することが出来ます。これらに合わせて育児介護休業規程の見直しも必要になります。

◆新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金における「休業」の取扱

新型コロナウイルス感染症の影響により2020/4/1～12/31までの間に休業となった中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対して、当該労働者(事業主経由も可)の申請により、本制度による給付が行われています(2020年7月事務所便り参照)。これまでは、例えばパートであれば、シフトが無ければ労働日ではないため休業手当の支払う必要はなく、その結果としてパートの者が生活に困窮してしまうなどが問題となっておりました。今回、シフトが入らなくなったパートなども支援対象となります。具体的には、休業前に6か月以上の間、月4日以上勤務が確認でき、新型コロナの影響がなければ同様の勤務を続けさせていた意向が確認できる場合や、労働条件通知書に週あたりの勤務日数が書かれていたりシフト表が出ていたりする場合は支給対象となり、これまで不支給とされた人も再度申請できる可能性があります。

厚生省のお知らせ：<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000689989.pdf>

◆再雇用後の基本給6割未満は不合理(名古屋地裁)

定年後再雇用者の基本給減額の是非が争われた訴訟で、名古屋地裁は仕事の内容や責任の範囲は定年前と変わらないのに基本給が定年前の6割を下回るのは不合理な待遇格差に当たるとし、未払賃金分の支払いを命じました。

◆新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、今年の忘年会は???

ある会社が行ったウィズコロナ時代の忘年会に対する意識調査を一部ご紹介しますので、ご参考にして下さい。

忘年会参加によりコロナ感染リスクは高まるか？ →高まるが95%

忘年会に参加したいか？ →(できれば)参加したくないが62% 理由はコロナ感染が不安だからが多数

忘年会を開催場所は？ →感染防止対策がきちんと行われている飲食店やオフィス

忘年会の時間は？ →2時間未満が望ましいが80%

今年はきびしいかもしれませんが、来年の忘年会はコロナを気にしないで楽しめるようになるといいですね！

